

サービスが低下することなく維持され、安心して利用していただけるような施設となるよう作業を進めていきます。

関係町村の住民の皆さんには、嶺北広域が運営する老人福祉施設の民営化に向けた方針にご理解いただき、ご協力賜りますよう、よろしくお願ひします。なお、民間移譲の進捗状況については、広報などでお知らせしていきますのでよろしくお願ひします。

■問い合わせ
嶺北広域行政事務組合
☎0887-7613177

お知らせ
「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)について

高校、大学などへの入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

▼ご融資額
お子さん1人あたり300万円以内

▼利率
年2.55% (固定金利、平成25年7月10日現在)

※母子家庭又は世帯年収200万円(所得122万円)以内の方は、年2.15%(固定金利、平成25年7月10日現在)

▼返済期間
15年以内
※交通遺児家庭、母子家庭又は世帯年収200万円(所得122万円)以内の方は18年以内

▼使用道
入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

▼返済方法
毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

▼保証
(公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

■問い合わせ
教育ローンコールセンター
☎0570-0008656
(ナビダイヤル)
☎03-5321-8656

お知らせ
「ご存じですか?被災建築物応急危険度判定

地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても地震に対する強さが弱まっている可能性があります。大きな地震の後には数回の余震が予想されますが、弱くなった建物は、余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起こしかねません。このため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために、救命・救急・消防活動と並行してできるだけ速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

なお、地震発生後の建物の判定には次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。




▼被災区分判定
建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

▼住家被害認定
「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの
また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判

定する制度があります。

▼被災宅地危険度判定
地震や降雨などによる宅地災害が広範囲に発生した後に、二次災害を防ぐ目的で被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するもの
※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。

(緑)	(黄)	(赤)
		
この建物は 使用可能です。	この建物に立ち入る場合は 十分に注意してください。	この建物に立ち入る ことは危険です。

それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力くださいますようお願いいたします。

■問い合わせ
高知県建築指導課
☎823-19891

お知らせ
屋外広告物について
県からのお知らせ

◇ご存知ですか?屋外広告物にはルールがあります。

ポスターや広告塔など、屋外で常時又は一定期間継続して表示される広告物は、情報伝達の手段としてだけでなく、街にぎわいを与えてくれます。しかし、無秩序に表示されると、美しい街並みや自然景観が損なわれるだけでなく、落下や飛散による危害が予想されるため、県では、条例によって広告物が出せない地域や、許可が必要となる地域、広告物の良好な管理などについて定めています。

9月1日から10日までは「屋外広告物適正化旬間」です。この間、屋外広告物のルールを知っていただくための啓発活動を行うとともに、9月10日(火)には、電柱や信